

## 軽費老人ホーム ケアハウス美川 軽費老人ホーム事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜田福祉会が設置する軽費老人ホーム ケアハウス美川（以下「ケアハウス」という。）において実施する軽費老人ホームの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ケアハウスの運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ケアハウスは、無料又は低額な料金で、身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものとする。

2 ケアハウスは、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

3 ケアハウスは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供を行うよう努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 ケアハウスは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 ケアハウスは、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めるものとする。

6 ケアハウスは、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、ケアハウスにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めるものとする。

7 ケアハウスは、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

8 ケアハウスは、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活で

きるようにするための機会を適切に提供するものとする。

9 ケアハウスは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

10 ケアハウスの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

11 前10項のほか、「島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和3年3月23日条例第11号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 軽費老人ホーム ケアハウス美川
- (2) 所在地 島根県浜田市内村町 567

（職員の職種、数及び職務の内容）

第4条 ケアハウスにおける従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名（常勤職員）

施設長は、ケアハウスの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次の業務を行う。

①入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。

②苦情の内容等の記録を行う。

③事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、入居者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。

(4) 栄養士 1名以上

栄養士は、入居者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(5) 事務員 1名以上

事務員は、必要な事務を行う。

(6) 調理員 4名以上

調理員は、入居者等へ提供する食事の調理業務等を行う。

(7) 宿直員 1名以上

宿直員は、夜間帯の入居者の緊急時対応を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 ケアハウスの入居定員は、50名とする。

2 ケアハウスの居室数は、50室とする。

(サービスの内容)

第6条 ケアハウスが提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 食事

(2) 入浴

(3) 相談、援助

(4) レクリエーション

(5) 緊急時の対応

2 前項のほか、ケアハウスは、入居者について、健康の保持に努めるとともに、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとする。

(利用料等)

第7条 ケアハウスは、入居者から次の費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) サービスの提供に要する費用 費用は別紙のとおり

(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費） 費用は別紙のとおり

(3) 居住に要する費用（家賃相当額） 費用は別紙のとおり

(4) 居室に係る光熱水費 費用は別紙のとおり

(5) 入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 費用は別紙のとおり

(6) その他ケアハウスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費費用

2 ケアハウスは、前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

3 第1項の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又はその家族に対して利用料等について記載した領収書を交付する。

(衛生管理等)

第8条 ケアハウスは、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 ケアハウスにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ケアハウスにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) ケアハウスにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ケアハウスにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

- 2 施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更する工夫を加えてはならない。また、退居時には原状回復をしなければならない。
- 3 居室または敷地内において動物の飼育を認めない。
- 4 敷地内に工夫をしようとするとき、また、自動車等を保持する場合には、事前に施設長の承認を得なければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 ケアハウスは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故又はそれに至る危険性がある事態が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて得た改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の開催及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 ケアハウスは、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、行政、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 ケアハウスは、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 ケアハウスは、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

- 第11条 ケアハウスは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、年2回定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 ケアハウスは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (苦情処理)

- 第12条 ケアハウスは、その提供したサービスに係る入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 ケアハウスは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
  - 3 ケアハウスは、その提供したサービスに関し、行政から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
  - 4 ケアハウスは、行政からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告するものとする。
  - 5 ケアハウスは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に可能な限り協力するものとする。
  - 6 ケアハウスは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の行政が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第13条 ケアハウスは、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ケアハウスが得た入居者又はその家族の個人情報については、ケアハウスでのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入居者

又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 ケアハウスは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) ケアハウスにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) ケアハウスにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) ケアハウスにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ケアハウスは、サービス提供中に、当該ケアハウスの職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第15条 ケアハウスは、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 ケアハウスは、身体的拘束等の適正化を図るため次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 ケアハウスは、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ケアハウスは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ケアハウスは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (協力医療機関等)

第17条 ケアハウスは、入居者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 ケアハウスは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
  - 一 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二 ケアハウスから診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 ケアハウスは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、行政に届け出るものとする。
- 4 ケアハウスは、感染症の予防及び感染症の患者に多する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 5 ケアハウスは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 ケアハウスは、入居者が協力医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。
- 7 ケアハウスは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

第18条 ケアハウスは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 ケアハウスの職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、これらの秘密を保持する。
- 3 ケアハウスは、職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 ケアハウスは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 ケアハウスは、入所者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人浜田福祉会とケアハウスの施設長との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は平成12年 4月 1日より施行する。
- この規程は平成23年 4月 1日より施行する。
- この規程は平成28年 4月 1日より施行する。
- この規程は令和 6年 4月 1日より施行する。

別紙

## 軽費老人ホーム ケアハウス美川 利用料金表

(内訳)	生活費	44,130 円 (食費)
	管理費	27,600 円 (家賃)
	事務費	利用者の収入に応じて下表の階層に区分されます。
	冬期加算費	2,260 円/月 11 月～3 月の期間加算されます。
	個人負担金	居室で使用する電気・電話・水道代

(単位:円)

階層	対象収入額 (年間収入)	事務費	生活費	管理費	合計
1	1,000,000 以下	10,000	44,130	27,600	81,730
2	1,000,001 円～1,500,000 円	11,000	44,130	27,600	82,730
3	1,500,001 円～1,600,000 円	14,000	44,130	27,600	85,730
4	1,600,001 円～1,700,000 円	18,000	44,130	27,600	89,730
5	1,700,001 円～1,800,001 円	21,000	44,130	27,600	92,730
6	1,800,001 円以上	68,100	44,130	27,600	139,830

注 1) 対象収入額とは、前年度の収入 (年金等) から租税、社会保険料、介護保険料、医療費の必要経費を控除した後の収入をいう。

注 2) 夫婦で入居される場合、前年度収入は夫婦合算での申告となります。

また、必要経費について扶養の場合は健康保険料、介護保険料は夫婦で半分ずつの申告となります。(医療費は個別で対応)

電気代 (基本料金+使用料)	居室内での使用電力量を毎月 20 日に検針し、中国電力の従量電灯 A 早収料金表によって徴収します。
水道代	定額 1,500 円を徴収
電話代	720 円 (基本料金+リース料) +通話料

送迎バス利用料	浜田市内 (飯塚皮膚科～三隅整形の間) 一律 300 円
家事等代行料	1 件につき 300 円
病院の意見書作成に係る同行受診料 (介護保険手続き)	1,000 円 (家族等が同行受診できない場合)
食事の配膳・下膳	居室への配膳・下膳は 1 食 100 円 (感染症の場合は無料)